

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

条 例  
○福島県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県条例第五十八号

#### 福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第四十条の三第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅（C）を加え、「第三十七條の十八」を「第三十七條の十八第一項」に改め、「をいう」の下に「。第四十条の十六の二において同じ。」のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第三十七條の十八第二項に規定する基準（第四十条の十六の二において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令第三十七條の十八第三項に規定するものをいう」を加え、「及び第四十条の十四第二項」を「第四十条の十四第二項及び第四十条の十六の二」に改め、同条第五項第二号ア中「第三十七條の十八」を「第三十七條の十八第三項」に改め、同条第九項中「第四十条の十六の二」を「第四十条の十六の三」に改め、同条第十一項第三号中「第三十九條の二第三項」を「第三十九條の二第二項」に改める。  
第四十条の十三第二項各号列記以外の部分中「既存住宅等（既存住宅）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅）」に改め、同項第一号及び第二号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第五項第二号ア中「第三十七條の十八」を「第三十七條の十八第三項」に改める。

第四十条の十四第二項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改める。  
第四十条の十六の七の見出し中「被収用不動産等の代替不動産」を「耐震基準不適合既存住宅」に改め、同条第一項中「日から」の下に「、耐震基準不適合既存住宅の取得について第四十条の十六の二の規定の適用があると認める場合は六月以内」を加え、「第四十条の十六の二の」を「第四十条の十六の三の」に、「第四十条の十六の三の」を「第四十条の十六の四の」に、「第四十条の十六の四の」を「第四十条の十六の五の」に、「第四十条の十六の五の」を「第四十条の十六の六の」に改め、同条第二項中「第四十条の十六の五第二項」を「第四十条の十六の六第二項」に改め、同条第三項中「第四十条の十六の二の」を「第四十条の十六の二及び第四十条の十六の三の」に、「同条」を「それぞれ」に改め、同条を第四十条の十六の八とする。

第四十条の十六の六を第四十条の十六の七とする。  
第四十条の十六の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八條第一項又は第十一條の十二」を「第十一條の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四條第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）第二條第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号ロ」に、「（同条第一項）を「又は同法第七條第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四條第一項」に、「同項第三号」を「同法第七條第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条第二項中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に、「第四條第二項第三号」を「第七條第三号」に改め、同条を第四十条の十六の六とする。  
第四十条の十六の四中「第四十条の十六の七第一項」を「第四十条の十六の八第一項」に改め、同条を第四十条の十六の五とする。  
第四十条の十六の三を第四十条の十六の四とする。  
第四十条の十六の二中「第四十条の十六の七第一項」を「第四十条の十六の八第一項」に改め、同条を第四十条の十六の三とする。

第四十条の十六の次に次の一条を加える。  
（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額）  
第四十条の十六の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条及び第四十条の十六の八第一項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二條第二項に規定する耐震改修をい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することをその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築

された時において施行されていた福島県税条例第四十条の三第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

第七十二条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第六条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

附則第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第八条の八及び第九条第四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二第二項中「第四十条の十六の二」の下に「、第四十条の十六の三」を加える。

附則第九条の五第三項中「第四十条の十六の二」を「第四十条の十六の三」に改める。

附則第十条第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十二項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同項の表第七十条の四第十八項の項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同表第七十条の四第三十項の項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に、「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同表第七十条の四第二十七項の項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第二十八項」に改め、同表第七十条の四第二十八項の項中「第七十条の四第二十八項」を「第七十条の四第二十九項」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同表第七十条の四第二十九項の項中「第七十条の四第二十九項」を「第七十条の四第三十項」に改め、同表第七十条の四第三十項の項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同表第七十条の四第三十一項（第一号及び第三号を除く。）の項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改め、同表第七十条の四第三十二項の項中「第七十条の四第三十二項」を「第七十条の四第三十三項」に改め、同表第七十条の四第三十三項の項中「第七十条の四第三十三項」を「第七十条の四第三十四項」に改め、同表第三項中「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」を「第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項」に、「第十八項、第十九項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項まで」を「第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで」に、「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十七項及び第五十八項」を「第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項」に、「第四十条の六第十二項中」を「第四十条の六第十四

項中」に、「同条第二十項中」を「同条第二十二項中」に、「同条第五十七項中」を「同条第六十四項中」に改め、同条第四項中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第十条の二の四第一項中「自家用」を「営業用」に改め、「軽自動車をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「もの」の下に「及び軽自動車」を加え、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「二分の一」を「百分の四十」に改める。

附則第十条の二の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の四第一項各号列記以外の部分中「第三項及び第四項」を「以下この条に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）」及びガソリン」に、「第三項に」を「次項及び第三項第三号に」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表第六十一條第一項第一号の項中「八千二百円」を「八千六百円」に、「九千三百円」を「九千七百円」に、「一万四百円」を「一万九百円」に、「一万五千円」を「一万九千八百円」に、「一万七千二百円」を「一万八千円」に、「一万九千六百円」を「二万五千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万九千九百円」に、「二万五千九百円」を「二万七千五百円」に、「二万九千九百円」を「三万二千二百円」に、「四万四千七百円」を「四万六千八百円」に改め、同表第六十一條第一項第一号の項中「三万二千四百円」を「三万三千九百円」に、「三万七千九百円」を「三万九千六百円」に、「四万三千四百円」を「四万五千四百円」に、「四万九千五百円」を「五万七千七百円」に、「五万九千六百円」を「六万六千七百円」に、「六万三千八百円」を「六万六千七百円」に、「七万三千三百円」を「七万六千八百円」を「七万六千四百円」に、「八万四千四百円」を「八万七千九百円」に、「九万六千八百円」を「十万二千二百円」に、「十二万二千二百円」を「十二万七千六百円」に改め、同表第六十一條第一項第四号の項中「四千九百円」を「五千五百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同表第六十一條第一項第五号の項中「二万五千九百円」を「二万七千五百円」に、「三万三百円」を「三万七千五百円」に、「三万四千七百円」を「三万六千三百円」に、「三万九千六百円」を「四万四千四百円」に、「四万四千八百円」を「四万六千九百円」に、「五万九千円」を「五万三千三百円」に、「五万八千五百円」を「六万九千九百円」に、「六万七千三百円」を「七万三百円」に、「七万七千四百円」を「八万九百円」に、「九万七千六百円」を「十万二千二百円」に改める。

附則第十条の四第二項を次のように改める。

















消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの  
 五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十項に規定するものに適合するもの

第六十一条第一項第一号					第六十一条第一項第一号				
イ					ア				
				七千五百円					二千円
				八千五百円					二千五百円
				九千五百円					二千五百円
				一万三千八百円					三千五百円
				一万五千七百円					四千円
				一万七千九百円					四千五百円
				二万五百円					五千五百円
				二万三千六百円					六千円
				二万七千二百円					七千円
				四万七千円					一万五百円
				二万九千五百円					七千五百円
				三万四千五百円					九千円
				三万九千五百円					一万円
				四万五千円					一万五千五百円
				五万千円					一万三千円

第六十一条第一項第二号					第六十一条第一項第二号				
イ					ア				
				五万八千円					一万四千五百円
				六万六千五百円					一万七千円
				七万六千五百円					一万九千五百円
				八万八千円					二万二千円
				十二万千円					二万八千円
				六千五百円					二千円
				九千円					二千五百円
				一万二千円					三千円
				一万五千円					四千円
				一万八千五百円					五千円
				二万二千円					五千五百円
				一万五千五百円					六千五百円
				一万九千五百円					七千五百円
				四千七百円					千二百円
				八千円					二千円
				一万五千五百円					三千円
				一万六千円					四千円
				二万五百円					五千五百円
				二万五千五百円					六千五百円
				三万円					七千五百円





度分及び平成二十七年年度分  
 三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年  
 度分及び平成二十八年年度分  
 附則第十四条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一  
 日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。  
 附則第二十一条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

**附 則**

**（施行期日）**

**第一条** この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第五項  
 の改正規定は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平  
 成二十六年法律第 号）の施行の日から施行する。

**（県民税に関する経過措置）**

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）  
 の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十六年年度以後の年度分の個人の県民税  
 について適用し、平成二十五年年度分までの個人の県民税については、なお従前の例に  
 よる。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この  
 条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民  
 税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日  
 前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法  
 人の県民税については、なお従前の例による。

**（事業税に関する経過措置）**

**第三条** 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度  
 に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業  
 税については、なお従前の例による。

**（不動産取得税に関する経過措置）**

**第四条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対  
 して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する  
 不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十条の十六の六第一項及び第二項の規定は、施行日以後の新条例第四十  
 条の十六の六第一項及び第二項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税  
 について適用する。

3 改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）第四十条の十六の五第一項及び  
 第二項の規定は、同条第一項及び第二項に規定する土地の取得に対して課する不動産  
 取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「農業  
 経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十  
 二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において  
 「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進

するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律  
 第二百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この条において「旧農  
 地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による  
 改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この条において「旧基盤強化法」という。）と  
 と、「の実施により施行令」とあるのは「に限る。」の実施により施行令」と、「農  
 地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」と、同条第  
 二項中「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」と、「農業経  
 営基盤強化促進法」とあるのは「旧基盤強化法」とする。

**（自動車取得税に関する経過措置）**

**第五条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対  
 して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する  
 自動車取得税については、なお従前の例による。

**（自動車税に関する経過措置）**

**第六条** 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年年度以後の年度分の自動  
 車税について適用し、平成二十五年年度分までの自動車税については、なお従前の例に  
 よる。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十条の九第一項の  
 規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年年度分の自動車税  
 に係る徴収金に係る同条第三項の規定による還付又は充當については、なお従前の例  
 による。

**（福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）**

**第七条** 福島県税条例等の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第五十号）の  
 一部を次のように改正する。

第二条のうち第三十八条の二十一の改正規定中「改める」を、「又は同法」を、「  
 同法」に改め、「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第一項第  
 二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加える」に改める。

（税 務 課）

